

資料 2	令和8年6月25日（木）
	居宅介護支援事業所等集団指導

令和7年度居宅介護支援事業所等運営指導結果について

由利本荘市

令和7年度 居宅介護支援事業所等に対する指導・監査の実施状況

事業所等の区分	事業所数	実施事業所数			指導件数			勧告・指導件数		
	(集団指導時点)	集団指導	運営指導	監査	文書	口頭	合計	勧告	改善指導	合計
居宅介護支援	28	28	5		3	9	12			
介護予防支援	5	5								
合 計	33	33	5		3	9	12			

※ 集団指導は、令和7年9月24日に実施

※ 運営指導は、令和7年11月25日から令和7年12月23日の期間に実施

令和7年度 居宅介護支援事業所運営指導の主な指導事項

※基準省令:指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

番号	基準省令	指導事項	指導分類	事業所数	指導内容
1	基準第4条 条例第6条	内容及び手続の説明 及び同意	口頭	2	運営規程と重要事項説明書の記載内容の整合性を図ること。
2			口頭	1	重要事項説明書と現状との整合性を図ること。また第三者評価の実施の有無について記載すること。

令和7年度 居宅介護支援事業所運営指導の主な指導事項

※基準省令:指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

番号	基準省令	指導事項	指導分類	事業所数	指導内容
3	基準第13条 条例第15条	指定居宅介護支援の 具体的取扱方針	口頭	1	居宅サービス計画に医療サービスを位置付ける場合に当たっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示があることを確認した記録を残すこと。
4			口頭	2	居宅サービス計画に医療サービスを位置付ける場合に当たっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示があることを確認した記録を残すこと。また、主治の医師への居宅サービス計画の交付が確認できる記録を残すこと。
5			文書	2	一定回数以上の訪問介護を位置づける場合はその必要性を居宅サービス計画に記載すること。作成したサービス計画を翌月の末日までに市町村に届け出ること。
6			口頭	1	サービス担当者会議は、欠席者多数の場合、開催日の変更等を検討して専門的意見を聴取すること。
7			口頭	1	継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証した上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に明確化すること。
8			口頭	1	要介護認定期間の半数を超えて短期入所の利用、福祉用具貸与の継続利用については、担当者会議で検討し、必要性を明確にすること。
9	基準第18条 条例第34条	運営規程	文書	1	運営規程の記載内容は条例との整合性を図ること。